

御 注 文 請 書

令和4年4月13日

御中

貴注文書をもって御下命の工事を下記の通りお請け致します。

東京都豊島区北大塚1丁目20-9
株式会社サンライフクリエイトA
代表取締役 尾関誠
TEL 03-5972-4464 FAX 03-5972-4465

合計金額： ¥0 -

内訳：工事金額 ¥0 -
消費税金額 ¥0 -

工事名 戸建て住宅改装工事

着手条件

工期設定： 着工日（予定） 令和4年 6月20日 完了日（予定） 令和4年 7月31日

支払条件： ■契約時（ ） [円] ■中間時（ ） [円]
■中間時（ ） [円] ■完了時（ ） [円]

工事内容：

No.	工事内容	金額：円
1	戸建て住宅改装工事※別途詳細	
	契約後の変更及び追加に置きましたは工事完了後、速やかに完了見積を提出し請求させていただきます。	
	お振込先：GMOあおぞらネット銀行 支店コード101 法人営業部 支店	
	普通1332328 株式会社サンライフクリエイトA	

確認項目

- 裏面記載の工事請負契約約款に基づいて施工するものとする。
- 工期の変更が生じた場合は、双方協議の上、別途工期を定める事とする。

以上

株式会社サンライフクリエイトA

注文書

令和4年4月13日

株式会社サンライフクリエイト A 殿

注文者：住所

氏名

印

下記工事の注文を致しますので請書を提出願います。

合計金額 ￥0 -

内訳：工事金額 ￥0 -
消費税金額 ￥0 -

工事名

着手条件

工期設定： 着工日（予定） 令和4年 6月20日 完了日（予定） 令和4年 7月31日

支払条件： ■契約時（ ） [円] ■中間時（ ） [円]
■中間時（ ） [円] ■完了時（ ） [円]

工事内容：

No.	工事内容	金額：円
1	戸建て住宅改装工事※別途詳細	¥0
	契約後の変更及び追加に置きましたは工事完了後、速やかに完了見積を提出し請求させていただきます。	

確認項目

- 裏面記載の工事請負契約約款に基づいて施工するものとする。
- 工期の変更が生じた場合は、双方協議の上、別途工期を定める事とする。

以上

工事請負契約約款

第1条 (総則)

注文者(以下甲という)と㈱サンライフクリエイトA(以下乙という)とは、互いに協力し信義を守り、誠実にこの契約を履行する。

第2条 (請負代金の支払)

請負代金の支払は、甲は標記支払方法記載のとおり支払うものとする。

- ② 請負代金、諸費用等の甲から乙への支払は、原則として乙の指定する金融機関の口座に振込の方法にて行うものとする。

第3条 (工事敷地の瑕疵)

施工にあたり工事現場の状況及び地盤等に予測できない状態が発生して設計図書とおりの工事が困難となった場合には、甲・乙協議の上現状に適合するよう設計図書を変更して工事を行うこととし、これにより標記請負代金が増加したときは、甲の負担とする。また、乙は必要に応じて工期の延長を求めることができるものとする。

第4条 (既存部分の瑕疵)

施工にあたり工事現場の状態及び既存部分に予測できない状態が発生して設計図書とおりの工事が困難となった場合には、甲・乙協議の上現状に適合するよう設計図書を変更して工事を行うこととし、これにより標記請負代金が増加したときは、甲の負担とする。また、乙は必要に応じて工期の延長を求めることができるものとする。

第5条 (既存部分に関する特約事項)

既存部分である構造物、仕上下地材、及び仕上材等の老朽化、蟻害、及び各部分の欠陥、並びに不可抗力による損害等に起因する、変形、破損、亀裂、倒壊、雨水浸入屋内損傷等の常態変化及びこれによる乙の施工範囲及び施工範囲外への影響について、乙はその責を負わない。又、その補修、改修工事等に要する費用は甲の負担とする。

- ② 既存部分である設備配管、配線、設備機器等の老朽化、耐用年数経過による損耗、及び各部分の欠陥、並びに乙が善良なる管理者の注意をもって管理した通常施工仕様に基づいて行った改修工事に伴う圧力変化、容量変化等に起因する、漏水、ガス漏、漏電等の常態変化及びこれによる乙の施工範囲及び施工範囲外への影響について、乙はその責を負わない。又、その補修、改修工事等に要する費用は甲の負担とする。

第6条 (安全、衛生に関する特約事項)

甲、甲の家族、及び甲に関係する者が入居の状態で、増改築工事、改修工事などを行うとき、乙は安全及び衛生に関して善良なる管理者の注意をもって管理すると同時に、本契約締結時点における通常の建築工事安全対策を講じることとし、工事区画を明示する。甲、甲の家族、及び甲に関係する者がその工事区画には侵入しないこととし、侵入したことによって生じた安全及び衛生に関わる一切の損害について、乙はその責を負わない。

第7条 (第三者の損害)

施工のため、乙の責に帰すべき事由によって、第三者の生命、身体に危害を及ぼし、財産などに損害を与えたとき、または第三者との間に紛議を生じたとき、乙がその処理解決にあたる。但し、乙だけで解決し難いときは、甲は乙に協力する。

- ② 前項本文の場合に要した費用は乙の負担とする。但し、甲の注文もしくは指示によるとき、または乙の責に帰することのできない事由によって生じたときは、その費用は甲の負担とし、必要に応じて乙は工期の延長を求められることができるものとする。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、日照妨害、眺望侵害、風害、電波障害等敷地の利用形態を原因として生じた紛議、または敷地境界線等の権利関係、その他近隣関係に関する第三者との間の紛議は、甲がその処理解決にあたり、甲・乙協議の上必要な措置をとり費用、工期については前項但し書を準用する。

第8条 (一般損害の負担)

工事の完成引渡しまでに契約の目的物、工事材料その他施工一般について生じた損害は、前条の場合を除き乙の負担とする。但し、工事が完成し乙が甲に契約の目的物の受領、検査、立会等を求めたのににもかかわらず甲がこれを怠った場合、または甲が請負代金の支払を怠り乙が引渡しをしない場合は、乙が提供または検査、立会の通知をしたとき以降の損害は、甲の負担とする。甲の不在等により乙が提供通知等をできなかった場合も、乙が提供通知をしようとしたとき以降同様とする。

- ② 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は甲の負担とし、乙は必要に応じて工期の延長を求められることができるものとする。

- (1) 甲の都合によって着工期日までに着工しなかったとき、または甲が工事の繰り延べもしくは中止を申し出たとき。
- (2) 甲の請負代金の支払が遅延したため、乙が着工せず、または工事の中止を申し出たとき。
- (3) 第3条工事敷地の瑕疵、第7条工事の紛争、交渉等により着工の遅延、工事の中止、工事の遅延等があったとき。
- (4) 軟弱地盤、堅固地盤等により地盤改良または基礎杭、土台等の工事に予想外の費用および期間を要したとき。
- (5) 甲から乙への支給材料または貸与品の受渡しが遅れたため、乙が工事の手持ちまたは中止したとき。
- (6) その他、甲の責にすべき事由によるとき。

第9条 (完成、検査)

乙が工事を完成し、官公庁の使用承認等を得て使用し得る状態になったときは、乙は甲に引渡日を通知する。なお、甲は、工事完成後すみやかに、乙の検査の要請に応じて乙の立会のもとに検査を行うものとする。

第10条 (支払、引渡し)

第9条第1項の通知を受けたときは、甲は、乙に請負代金の残代金全額の支払をなすものとし、乙が支払を受けた後すみやかに乙は甲に契約の目的物を引渡す。但し、特段の事情により甲が乙に請負代金全額の支払を完了していない場合で、乙が特に引渡しを認める場合には、甲は乙に請負工事代金残額に相当する金額について準消費貸借契約証書、担保権設定契約証書籍及びこれらに付随する必要な書類を提出するものとする。

第11条 (瑕疵の担保)

契約の目的物に施工上の瑕疵があるときは、甲は、乙に対して、相当の期間を定めて、その瑕疵の補修を求め、または補修に代えもしくは補修とともに損害の賠償を求められることができる。但し、瑕疵が重要でなく、かつ、その補修に過分の費用を要するときは、甲は補修を求められることができない。

- ② 前項による瑕疵担保期間は、第14条の引渡しの日から、木造の建物については1年間、石造・金属造・コンクリート造およびこれらに類する建物、その他土地の工作物もしくは地盤については2年間とする(構造上の主要部分や雨漏り等の防水機能部については5年とする)。但し、その瑕疵が乙の故意または重大な過失によって生じたものであるときは1年を5年とし、2年を10年とする。
- ③ 建築設備の機器、室内装飾・家具等の瑕疵については、引渡しの時、甲が検査してただちにその補修または取替を求めなければ、乙はその責を負わない。但し、かくれた瑕疵については、引渡しの日から1年間担保の責を負う。
- ④ 甲は、契約の目的物の引渡しの際に第1項の瑕疵があることを知った時は、遅滞なく書面をもってその旨を乙に通知しなければ、第1項の規定にかかわらず当該瑕疵の補修または損害賠償を求められることができない。但し、乙がその瑕疵があることを知っていた時はこの限りでない。
- ⑤ 第1項の瑕疵による契約の目的物の滅失または毀損については、甲は、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失または毀損の日から6ヶ月以内でなければ第1項の権利を行使することができない。

第12条 (工事の変更、工期の変更)

甲は、やむを得ない事情のあるときは、乙の書面による承諾を得て工事の追加または変更をすることができる。

- ② 乙は、前項の追加、変更のため必要あるときは甲に工期の延長を求められることができる。このとき、工期の延長日数は甲、乙協議して定めるものとする。
- ③ 天候その他の不可抗力、電気配線、水道または都市ガスの配管、引込、その他乙の責に帰せざる事由により工事が遅延したとき、または官公庁の都合により建築確認申請その他の認可または検査等及び法令等にもとづき日時を要したとき、あるいは、金融機関等の融資併用の場合に乙の責によらず、融資申込関係書類一切の提出および手続が遅延したときは、工期は、必要日数分につき自動的に延長するものとする。
- ④ 第3条、第4条、第7条、第8条、及び本条による工期延長日数については遅延損害金の対象期間外とする。

第13条 (請負代金の変更等)

次の各号の一にあたるときは請負代金の変更をする。

- (1) 工事の追加、変更があったとき。
- (2) 工期の変更があったとき。
- (3) 甲から乙への支給材料、貸与品について品目、数量、受渡期間、または受渡場所の変更があったとき。
- (4) 本契約締結時より工事着手迄の間及び工期内に予測することが出来ない異常の理由の発生に基づく経済事情の激変または法令の制定・改廃などによって請負代金が明らかに不相当と認められるとき。
- (5) 中止した工事または災害を受けた工事を続行する場合、請負代金が明らかに不相当であると認められるとき。

- ② 前項により請負代金の変更をするときは、甲・乙が協議して書面をもってその金額を定める。但し、増額を要するときは、時価により、甲は乙の請求により増額分を負担し、乙の請求あり次第支払うものとします。請求のないときは、第10条の残代金全額支払のときに支払うものとし、減額を要するときは工事費内説明細書により定め第10条の残代金全額支払のときに清算するものとする。

第14条 (遅延損害金)

乙の故意または過失によって、契約期間内に工事の完成引渡しができないで遅滞にあるときは、甲は遅滞一日について請負代金から工事の出来形部分に対する請負代金相当額を控除した額の2000分の1の損害金を請求することができる。

- ② 甲は、この契約の各条項に基づき乙に支払う金銭を所定の期日までに支払わないときは、支払期日の翌日から支払に至るまでの間、当該支払うべき金銭に対し、年14.6%(年365日の日割計算)の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第15条 (一括委任等)

甲は、乙が工事の大部分または全部を一括して乙の指定する者に委任すること、または請け負わせることができるものとし、これを承諾する。

第16条 (紛争の解決)

この契約に関して、甲乙間の協議により解決できない事態が生じた場合には、甲乙合意のうえその解決の斡旋または調停を第三者に依頼することができるものとする。

- ② 乙の本店所在地裁判所をもって、甲乙合意による管轄裁判所とする。